

杉並区子ども読書活動推進計画の改定について

読書活動を子どもの時期から習慣化することを目指している杉並区子ども読書活動推進計画について、杉並区総合計画、杉並区実行計画、杉並区教育ビジョン 2012 推進計画との整合性を図り、今後の子ども読書活動の一層の推進を図るため、以下のとおり改定する。

1 計画期間

杉並区実行計画および杉並区教育ビジョン推進計画 2012 の終期に合わせ、平成 28 年度・29 年度の 2 か年とする。

2 改定案の概要

「杉並区子ども読書活動推進計画」の示す目標の実現を引き続き目指すため、計画の目標として掲げた 7 つの指標および事業項目については変更せず、これまでの達成状況より見直し等が必要な目標値および個別事業について、以下のとおり改定する。

[新規・変更内容]

変更項目	変更内容
平成 29 年度目標値の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館の一人当たりの年間貸出冊数(小学校) (29 年度目標) 36 冊→39 冊 ・乳幼児と保護者を対象とする事業への参加者数 (29 年度目標) 5,000 人→15,000 人 ・子どもを対象とする事業への参加者数 (29 年度目標) 40,000 人→43,000 人 ・区立小・中学校への調べ学習資料貸出冊数 (29 年度目標) 20,000 冊→21,000 冊
(新規) 学校図書館を活用した教育活動	学校図書館活用研究指定校・モデル実践校として、教員と学校司書との連携による学校図書館を活用した教育活動の実践的な研究を行う。
(新規) 国際理解と他言語資料の充実	2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催を見据え外国語で書かれた子ども向けの本を通じて子どもたちの国際理解を進め、区内の外国籍の子どもたちに母国語の資料に接する機会を提供する。
(新規) 学級貸出選定への支援	読み物を中心とした小学校の学級貸出図書を選定の際に活用できるよう、年齢に合わせた本の選び方を記載した選定マニュアルを作成・配布する。

(素案)

杉並区子ども読書活動推進計画

平成 28 年度・29 年度

平成 28 年 1 月



杉並区教育委員会

計画期間の変更

目 次

第 1 章 基本方針

1 計画改定の趣旨

2 現行計画の評価

3 計画の基本的考え方

4 計画期間

5 計画の定期的な見直し

第 2 章 子ども読書活動推進の取組

～区民と区との協働による読書環境の向上を目指して～

1 家庭・地域等における読書活動の推進

2 学校における読書活動の推進

3 図書館における読書活動の推進

4 読書活動に関する情報の発信

5 読書活動を推進するための体制と
関係機関の協力・連携

○計画の体系図

○計画事業一覧

《参考資料》

ページは、製本時
挿入

第1章 基本方針

1 計画改定の趣旨

杉並区では、平成15年度に「杉並区子ども読書活動推進計画」を策定し、読書環境の整備に努めてきました。現行計画は、平成25年度から29年度までの5年間の計画期間とし、生涯にわたり大切な読書活動を子どもの時期から習慣化することを目指して総合的な取組を進めており、個々の計画事業は新規の取組項目を含め、概ね順調に進捗しています。

しかしながら、計画の目標として掲げた7つの指標の中には、この間の取組により高い達成率を示すものがある一方、「1か月平均で1冊も本を読まない児童・生徒の割合」や「学校図書館図書標準を100%達成した小・中学校の割合」などは達成率が低く、計画の最終年度に向けて、これらに関連する計画事業の取組を充実・強化する等の必要があると考えています。

また、一昨年11月に改定された杉並区総合計画・実行計画および昨年5月に改定された「杉並区教育ビジョン2012推進計画」では、子どもの読書活動をより一層推進するために、新たな取組を加えるとともに、目標値を上方修正した項目もあります。

このような現行計画の進捗状況と杉並区実行計画、杉並区教育ビジョン2012推進計画などの改正を踏まえ、現行計画の評価を行い、杉並区の子どものための読書環境をより一層、整備・充実し、その読書活動を推進するため、このたび計画を改定することとしたものです。

今回の改定は
○未達の目標への後押し
のために行うことを示す。

2 現行計画の評価

(1) 現行計画の成果と課題

現行計画は、子どもたちの読書習慣の育成を図るため、最終的には小・中学生の未読者の割合(未読者率)※を「ゼロ%」にすることを目指して家庭、地域、学校、図書館で子どもの読書環境を整備しました。

＜家庭・地域等における読書活動の推進＞

重点的取組である「区立図書館での乳幼児への支援の充実」については、ブックスタート事業の充実に加え、「あかちゃんおはなし会」や「あかちゃんタイム」、そして「親子で一緒に楽しむ事業」等により、乳幼児の保護者に対する、読書活動を通じた子育て支援を進めました。さらに、出産を控えた家庭への支援にも新たに取り組みました。

また、未就学児などの読書への興味を高めるために、引き続き、保育園や幼稚園、子供園の団体貸出や出張おはなし会の実施などを実施しました。

また、地域人材の育成については、図書館ボランティア養成講座修了生に対して、フォローアップ研修や活動の機会を積極的に設けていくなどボランティア活動への支援などを実施しました。

これらの施策による効果として、「乳幼児と保護者を対象とする事業への参加者数」は、平成26年度実績で、当初の平成29年度目標を超えることができました。

関連取組項目	平成23年度実績	平成26年度実績	当初の平成29年度目標
乳幼児と保護者を対象とする事業への参加者数	3,696人	13,156人	5,000人

今後も、家庭での読書活動の支援に努めていくとともに、地域ぐるみで子どもの読書活動を推進していくために、計画的にボランティアを養成し、研修等により受講修了者を継続的に支援し、活動の機会や場を積極的に設けていくなどの対応が求められています。

＜学校における読書活動の推進＞

重点的取組である「学校図書館の充実」については、学校司書を全校に配置し、学校図書館の整備を進めたことの成果として、各教科での図書や資料を活用した授業が増えたほか、読書週間等での行事活動や図書委員会活動が活発化しています。また、済美教育センター学校図書館支援担当(以下、「学校図書館サポートデスク」という。)や区立図書館による調べ学習資料の貸出等の支援により、教育活動の中での学校図書館の活用が進んでいます。

また、司書教諭等を中心に学校図書館運営計画が全校で作成されたほか、済美教育センターによる教職員に対する研修の実施や校内研修の支援を進め、学校内での体制づくりや組織的な学校図書館活動の充実を図っています。

これらの施策による効果により、「区立小・中学校への調べ学習資料貸出冊数」、「読書活動指導計画策定校の割合」、「小学生の学校図書館の一人当たり年間貸出冊数」は、平成26年度実績等で、当初計画での平成29年度目標値を超えました。これに対して「中学生の学校図書館の一人当たり年間貸出冊数」「学校図書館図書標準100%達成の学校の割合」については、改善されていますが、更に取組を充実・強化する必要があります。

「現行計画の評価」に目標数値の達成状況を含める。
※目標項目と目標値の表は誤って捉えやすいことより。

関連取組項目		平成 23 年度実績	平成 26 年度実績	当初の平成 29 年度目標
学校図書館の一人当たり年間貸出冊数	小学校	25.7 冊	38.5 冊	36 冊
	中学校	2.5 冊	9.1 冊	12 冊
区立小・中学校への調べ学習資料貸出冊数		16,952 人	20,560 冊	20,000 冊
学校図書館図書標準※100%達成の学校の割合	小学校	44.2%	59.5%	80%
	中学校	34.8%	43.5%	80%
読書活動指導計画策定校の割合※	小学校	79.1%	(100%)※1	100%
	中学校	78.3%	(100%)※1	100%

※1 学校図書館図書標準：公立の義務教育諸学校における学校図書館の図書の整備を図る際の目標として文部科学省が設定した、小・中学校の図書館に整備すべき蔵書数として定めたもの

※2 27 年度実績（隔年調査のため）

＜ 図書館等における読書活動の推進 ＞

夏休み等の期間、各区立図書館は、多目的室等を小・中学生の学習室として開放し、図書館の資料を活用した学習などに利用されました。また、子ども読書の日、杉並区子ども読書月間や夏休みには、全館でおはなし会やワークショップなどを実施し、多くの方が参加しています。

重点的取組である、「中学生・高校生向けのサービスの充実」については、ヤングアダルト※1(以下、「YA」という。)向け資料を集めたコーナーのリニューアルや中学校との連携等が進みました。YAルーム※2の充実などについては、さらに取り組んでいくことが必要です。

学校への支援については、図書資料の貸出に加え、図書館見学、職場体験、インターンシップなどを積極的に受け入れました。また、学校司書の全校配置を生かし、中央図書館を窓口として、地域図書館を活用した協力体制を構築しています。

今後も、子どもの読書活動を充実するためにこれらの事業を継続して実施する必要があります。

※1 図書館サービスの対象者のうち、主に中学生・高校生を表すもの

※2 YA世代が自由に学習したり、のびのびと過ごすことのできる場

＜ 読書活動に関する情報の発信 ＞

図書館で実施するおはなし会などの事業について、図書館ホームページで写真やイラストを添えて周知するなど、効果的な広報活動を行い、図書館事業の認知度を高めました。また、子どもの本の紹介について積極的に発信に努めました。

また、図書館ホームページの「YAページ」では、YA向けの本の紹介や中学生による図書館での職場体験の感想、地域図書館のYAコーナーをリニューアルした様子の紹介などを発信しました。

これらの情報発信の取組と、図書館における様々な事業の実施により、子どもを対象とする事業への参加者数は、平成 26 年度実績で当初計画の平成 29 年度目標値である 40,000 人を超えました。

関連取組項目	平成 23 年度実績	平成 26 年度実績	当初の平成 29 年度目標
子どもを対象とする事業への参加者数	35,388 人	42,283 人	40,000 人

今後も、子どもが図書館や読書への興味を高めるよう、読書活動に関する情報を効果的に発信する必要があります。

＜ 読書活動を推進するための体制と関係機関の協力・連携 ＞

「子ども読書活動推進委員会」は、「子ども読書活動推進懇談会」と名称を改め、学校図書館見学会の実施や各委員による子どもの読書活動推進に関連する情報提供・意見交換などを活発に行いました。

また、地域・家庭・学校全体での読書活動を連携して推進するために、区の関係部門からなる、「子ども読書活動推進連絡会」を設置しました。

さらに、社会教育関係施設と協力して作成した夏休み行事一覧の全小学生への配布や、図書館と他の社会教育関係施設と連携した行事を実施しました。

今後も、子ども読書活動を推進するための関係機関が協力・連携し、効果的に読書活動を推進する必要があります。

以上の取組により、1か月に1冊も本を読まない児童・生徒の率を示す指標である「未読者率」は、平成 23 年度に比べ、平成 26 年度は、小学生が 1.1%、中学生が 4.3%とともに減少し、それぞれ、4.9%、8.2%と目標達成に向け着実に未読者率は下がりましたが、さらに目標達成を目指します。

項目		平成 23 年度実績	平成 26 年度実績	当初の平成 29 年度目標
未読者率	小学生	6.0%	4.9%	0%
	中学生	12.5%	8.2%	0%

3 計画の基本的考え方

(1) 計画の性格

杉並区子ども読書活動推進計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づき策定した計画です。

0歳から概ね18歳までの子どもを対象とし、読書活動を活発に進めるための施策の方向性や取組を示したものです。

(2) 基本的考え方

読書活動は生涯にわたって大切なものであり、子どもの時期から継続的に読書習慣を養うことが重要となります。

子どもが本と親しむことにより、思考力を高め、表現力を学び、創造力を身に付け、豊かな人間性と社会性を育むことができるよう、子どもの読書環境の整備を図ります。

①子どもの読書機会の提供と利用しやすい施設づくりの推進

杉並区の子どもの読書活動を推進するため、家庭・地域・学校において、子どもが本に触れたり、読書に親しんだりする機会を積極的に提供します。また、図書館等が子どもにとって利用しやすい施設となるよう、工夫に努めます。

②地域ぐるみでの読書活動推進体制の充実

地域社会全体で子どもの読書活動を支えていくため、区立図書館を中心とした関係機関、NPO、ボランティアとして地域で活動する人材との連携を図ります。

③子どもの読書活動推進のための人材育成

図書館、学校及び地域で子どもの読書活動に関わる活動をする人材を育成するとともに、図書館職員や学校司書の専門性の向上を図ります。

④保護者等への支援

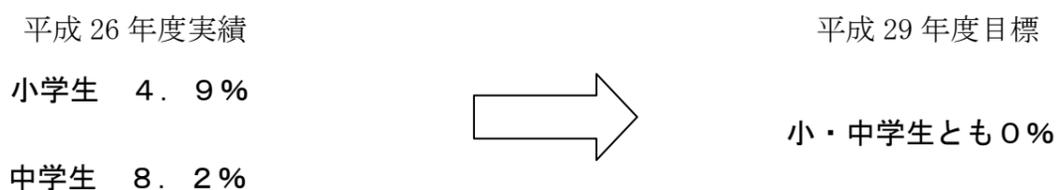
保育園・児童館等の関係機関が連携・協力し、家庭における子どもの読書活動の大切さを保護者や周囲の大人に伝えていきます。

また、出産を控えた家庭や、乳幼児の保護者に対する、子育てに関連する図書資料や乳幼児対象のブックリストなどの情報提供を通して、図書館としての子育て支援を図ります。

(3) 計画の目標

本計画は、家庭、地域、学校、図書館で子どもの読書環境を整備し、子どもたちの読書習慣の育成を図ります。こうした取組の成果目標として、最終的には小・中学生の未読者の割合(未読者率)※を「ゼロ%」にすることを目指します。

【 子ども読書活動推進計画目標 小・中学生の未読者率 】



【 目標項目と目標値 】

子ども読書活動推進計画の成果目標とその達成を支援するための目標項目とその目標値を定めています。

目標項目は、これまでの計画と同じですが、達成状況を踏まえて、一部目標の修正を行いました。

計画事業も、これまでの計画と同じ 27 事業としますが、「学校図書館活用研究指定校・モデル実践校の選定・実施」など、計画事業を具体化する個別事業を新たに加えます。

目 標 項 目		平成 26 年度 実績	平成 29 年度 目標
①未読者の割合	小学校	4.9%	0%
	中学校	8.2%	0%
②学校図書館図書標準 100%達成の学校の割合	小学校	59.5%	80%
	中学校	43.5%	80%
③読書活動指導計画策定校の割合	小学校	100% ※ ¹	100%
	中学校	100% ※ ¹	100%
④学校図書館の一人当たり年間貸出冊数	小学校	38.5 冊	39 冊
	中学校	9.1 冊	12 冊
⑤乳幼児と保護者を対象とする事業への参加者数		13,156 人	15,000 人

「計画の基本的な考え方」は、これまでどおり変わらない。

⑥子どもを対象とする事業への参加者数	42,283 人	43,000 人
⑦区立小・中学校への調べ学習資料貸出冊数	20,560 冊	21,000 冊

※1 平成27年12月1日現在

(4) 重点的取組

現行計画の成果と課題を踏まえ、本計画では、引き続き、次の事業を重点的に取り組みます。

① 区立図書館での乳幼児への支援の充実

あかちゃんおはなし会やあかちゃんタイムを全図書館で実施するとともに、育児に直接役立つ保護者向けの講座などを企画・実施し、乳幼児期の読書活動の支援に努めます。

③ 中学生・高校生向けのサービスの充実

中学生・高校生の発想や企画を活かした、本の紹介など読書推進のための協働事業を展開するほか、中学生・高校生の意見を踏まえた、多目的室の開放などの施設の活用を進めます。

② 学校図書館の充実

子どもたちの読書や学びを支える場としての学校図書館に、質・量ともに十分な資料を揃え、学びの場としても読書の場としても使いやすい、居心地のよい環境に整備します。

また、子どもたちが、学校図書館を十分に活用できるよう、司書教諭、教員、学校司書の連携を中心とした校内体制を確立します。

④ 区の関係機関と学校との連携

区立図書館、区の関係施設、学校司書とで構成するネットワーク会議を通じて、地域の子どもの読書活動を応援します。また、各地域図書館を地域の拠点とした協力体制を継続するとともに、地域図書館における相談体制の充実を図ります。

4 計画期間

平成28年度・平成29年度を計画期間とします。本計画は、杉並区実行計画および杉並区教育ビジョン2012推進計画の改定等に合わせ、必要に応じて見直しを行います。

計画期間を変更

第2章 子ども読書活動推進の取組

～区民と区との協働による読書環境の向上を目指して～

区民と区が協働して、子どもの読書活動を積極的に推進し、0歳から18歳までの大切な人格形成時期にある子どもたちへ、生涯にわたり人生を支える本との出会いの機会を提供していきます。

1 家庭・地域等における読書活動の推進

家庭や地域では、子どもの成長段階に応じて、子どもが本と親しむ機会を作り出し、読書の素晴らしさや楽しさを体験してもらうことが必要です。

地域のボランティアと連携・協力して、子どもの読書活動を推進するとともに、保護者へも子どもの読書活動の大切さを伝えていきます。

特に新たな取組はなく、これまでの取組を充実してしっかりと行っていく。

(1) 出産を控えた家庭への支援

区立図書館は、あかちゃんが生まれたら家族で楽しみながら読書を習慣化できるよう、出産を控えた家庭への働きかけをしていきます。

＜ プレママ・プレパパへの読み聞かせ講座 ＞

出産を控えた家庭を対象に、あかちゃん向けの絵本の選び方や読み聞かせの方法などの講座を企画実施していきます。

＜ 出産を控えた家庭への情報提供 ＞

保健センターの「パパママ学級」の機会や区発行の情報誌「子育て便利帳」などを活用して情報提供を行うほか、産婦人科等の医療機関やマタニティ用品の販売店舗などに、図書館の案内地図や図書館が行うあかちゃんとその保護者向けの事業のチラシなどを配置し、読書に関する情報の提供を行っていきます。

(2) ブックスタート事業の充実

杉並区では、保護者にとって子育てがより楽しいものとなることを願い、あかちゃんと絵本を読むひとときをプレゼントするブックスタート事業を行っています。

この事業では、絵本とブックガイドの入ったブックスタートパックを、すべての保護者に手渡すことを目標にしています。今後も保健センターが行う4か月児健診時に、保健センターとボランティア、図書館とが協力して実施します。

(3) 区立図書館での乳幼児などへの支援の充実 **重点的取組**

乳幼児への絵本の読み聞かせは、乳幼児と保護者との楽しいふれあいであり、乳幼児の心の成長をうながします。区立図書館では、「あかちゃんタイム」「あかちゃんおはなし会」等を「ブックスタート」のフォローアップ事業と捉え、一貫した支援を継続していきます。

＜ あかちゃんタイム ＞

保護者が乳幼児と一緒に図書館を気兼ねなく利用できるよう、子どもの泣き声などに他の利用者の理解を求める時間帯として「あかちゃんタイム」を設け、利用しやすい環境づくりを進めていきます。

＜ あかちゃんおはなし会 ＞

あかちゃんと保護者とが一緒に絵本の読み聞かせやわらべうたなどで遊ぶ、あかちゃんおはなし会を実施し、0歳からの本とのふれあいを進めていきます。

＜ 保護者向け講座の実施 ＞

絵本の読み聞かせに関する講座や絵本作家による講演会を実施し、家庭での読書の大切さを保護者に伝えます。

また、育児に直接役立つ講座など、図書館を利用したことがない保護者にも来館の機会となる事業を引き続き企画実施します。また、仕事などで平日に来館しづらい保護者に対しては、託児付きで土曜、日曜に事業を開催するなどの配慮をしていきます。

＜ ブックガイド「ねえ、よんで」の配布 ＞

3歳から小学校入学までの間の子どもに、継続して本に親しんでもらえるよう、ブックリスト「ねえ、よんで」を作成し、配布をしています。

3歳児健診の会場となる保健センターや医療機関に配置するほか、保育園、子供園、児童館などで配布します。

＜ 子どもと保護者が一緒に楽しむ事業の実施 ＞

乳幼児から小学校低学年までの発達段階では、子どもと保護者とが一緒に読書を楽しむことが大

切です。図書館は、子どもと保護者が一緒に参加でき、家庭でも楽しめる、わらべうたや手遊びの講座を実施します。

＜ 保育園・幼稚園・子供園・児童館への支援 ＞

図書館は、保育園、幼稚園、子供園に通う子どもや児童館を利用する子どもの、本に接する機会を増やすことを目的に、各施設への児童図書等の団体貸出しにより読書活動を支援します。

また、図書館職員が各施設に出向いて実施する出張おはなし会を実施するとともに、子どもたちの図書館訪問などを積極的に受け入れていきます。

（４） 保育園・幼稚園・子供園における支援の充実

保育園や幼稚園、子供園では、子どもが選んだ本や親子で選んだ本の貸し出し、子どもの発達に応じたブックリストの紹介など、読書活動を支援します。

保育園では、年長児の図書館訪問を実施し、園が団体貸出用として借り受ける本を子ども達自身を選ぶ体験を通して、本の取扱いや公共マナーについて指導し、保護者にも子どもと一緒に図書館の利用を勧めていきます。

幼稚園や子供園では、保護者によるブックトークや読み聞かせなども、園と保護者とで協力しながら取り組んでいきます。

（５） 児童館におけるサービスの充実

全児童館のゆうキッズ事業で、乳幼児と保護者向けに、手遊びやわらべうた、絵本の読み聞かせを行い、親子で本を楽しむプログラムを実施します。

また、ボランティアやNPOと連携し、小学生を対象としたおはなし会を実施し、児童館図書室を活用して友達同士で本を楽しみ、本の楽しさを知る機会を提供します。

（６） 自主的に地域で活動する人々への支援

区立図書館は、ボランティアを育成するとともに、その活動の場を提供していくなど、地域で自主的に読書活動に携わる人々を支援していきます。

＜ ボランティア養成講座修了生への支援 ＞

すぎなみ地域大学での図書館ボランティア養成講座や図書館のボランティア講座の受講修了生に対する継続的なフォローアップ研修を実施していくほか、区立図書館でのボランティア活動の機会や読書活動に関する幅広い情報を提供していきます。

＜ 地域で活動する人々との協力 ＞

子どもを対象とした読書活動が、地域における多様なつながりの中でひろがるよう、情報の提供や発信などによる支援をすすめます。特に、自主的な活動を通して培われた団体や個人の豊かな知識や経験の成果が、区立図書館を通じて他の様々な場所で展開している活動にも活かせるようにしていきます。

＜ 「地域・家庭文庫」への支援 ＞

区民が、自宅などを利用して、地域の子どもたちに本の楽しさを伝え、読み聞かせや児童書の貸し出しを行っている「地域・家庭文庫」は、子どもに身近な読書環境を提供する貴重な活動をしています。

区立図書館は、「地域・家庭文庫」が希望する図書を貸与するほか、講座等を共同で実施するなど、その自主性を尊重しながらその活動への支援を行っていきます。

2 学校における読書活動の推進

読書の楽しさを実感させ、読書習慣を身に付けさせるとともに、調べ学習等により、問題解決能力や言語能力、情報リテラシーの向上を図るため、特色ある読書活動の推進、学校図書館の充実などに取り組みます。

（１） 特色ある読書活動の推進

子どもたちが、学校生活の中で本に親しみ、読書の楽しさを知ることができるよう、様々な読書活動を展開していきます。また、済美教育センターは、学校図書館サポートデスクの活動により、学校での読書活動の推進に向けた支援を行っていきます。

＜ 学校ごとの特色ある読書活動の推進 ＞

区立小・中学校では、全校一斉の読書活動や、読書週間など学校行事における取組、「すぎなみ本の帯アイデア賞」への参加など、それぞれの状況に応じて特色ある読書活動を計画的に実施し、読書量の増加や読書の質の向上を図ります。これらの活動や取組により、「未読者」をなくしていきます。

また、図書委員の交流や読み聞かせ・本の紹介による交流等、読書活動を通じて小・中学校の連携を深めていきます。

＜学校図書館サポートデスクによる支援＞

区立小・中学校での読書活動等に関する取組に対して、学校図書館サポートデスクを中心とした支援を行います。

学校訪問により、各学校の実情に合わせた支援を行うとともに、読書活動等の取組についての情報や資料を収集し、全校へ広めていきます。

(2) 学校図書館の充実 **重点的取組**

学校司書の全校配置のもと、学校図書館の環境整備をさらに進めるとともに、学校全体で学校図書館の活用を推進するための校内組織を確立します。また、学校間でのネットワークの整備により、資料の有効活用を図ります。

＜学校図書館の運営体制の確立＞

引き続き全校に学校司書を配置することで学校図書館の運営体制を充実させ、読書センター・学習情報センターとしての機能を発揮できるようにします。

また、司書教諭等を中心として「学校図書館運営計画」を作成し「学校図書館運営委員会」を設置するなど、学校の全職員を挙げて、学校図書館を運営する校内体制を確立します。

＜図書・施設・設備の整備・充実＞

「学校図書館図書標準」の達成に努め、バランスのとれた蔵書構成に配慮しながら質・量ともに十分な資料を計画的に購入するとともに、本の買い替えや廃棄による蔵書の更新を進めます。

また、学習をする場としての環境を整えるとともに、落ち着いて読書をするための居心地のよい場としての整備を行います。

＜学校図書館を活用した教育活動＞(新規)

学校図書館活用研究指定校・モデル実践校では、教員と学校司書との連携による学校図書館を活用した教育活動の実践的な研究を行い、その成果を各学校での実践につなげていきます。

＜学校図書館相互貸借システムの構築と運用＞

学校図書館間と済美教育センター間のシステムのネットワーク化により、各学校図書館において所蔵情報の共有化を図り、学校相互間での蔵書の貸借と配送のシステムの円滑な運用に努めていきます。

(3) 教職員の指導体制の充実

学校図書館を活用した教育活動の研究や児童・生徒の読書活動を支援するための研修など、教職員に対する指導体制を充実し、児童・生徒に適した読書指導を行います。

＜教職員研修の充実＞

教員を対象とした研修を実施し、読書活動や調べ学習等の知識や技術のレベルアップを図ります。学校司書に対しても、授業や児童・生徒への読書の支援が行えるよう、専門性の向上を図るための研修を充実していきます。

また、学校図書館の活用や読書指導に関する校内研修を実施し、学校全体での取組を推進します。学校図書館サポートデスクでは、校内研修の支援や学校図書館を活用した授業に関する教職員への指導、助言、済美教育センター教育図書館での学校図書館活動に必要な資料の収集、提供を行います。

＜読書指導の充実＞

司書教諭、学校司書の連携により、児童・生徒一人ひとりの状況を把握し、個々に応じた指導、助言を行います。また、読み聞かせやブックトークなどにより、読書の質の向上を図り、読む本の幅を広げていくよう努めます。読書意欲の低い児童・生徒に対しては、その原因を探り、対面読書や本の紹介によるきめ細かい指導や助言を行っていきます。

(4) 特別な支援を必要とする子どもへの支援

特別支援学校、特別支援学級及び適用指導教室での読書活動を推進するため、発達段階や障害の実態などに応じて日常的に読み聞かせを取り入れたり、計画的に学校図書館や地域の図書館を利用した教育活動を行うなど、きめ細かな支援を行っていきます。

また、読書環境の工夫や分かりやすい表示など、発達障害や肢体不自由など通常学級に在籍する障害のある児童・生徒への支援を充実させ、読書教育を推進していきます。

(5) 地域・ボランティアとの連携

学校支援本部やPTAが図書ボランティアを組織として立ち上げ、多くの学校で学校図書館の支援を行っています。特に、学校司書や司書教諭を通して学校との連携を深めながら、学校によっては学

学校図書館図書達成率を高める＝子どもの遠く諸環境の整備を進めるための新たな取組を加える。

校図書館の整備や放課後の運営、児童・生徒への読み聞かせ等についても協力を行っています。

また、学校図書館サポートデスクが図書ボランティアの相談に応ずるとともに、研修等の支援を行います。さらに、地域図書館を活用した、地域内のボランティア同士の連携を深めます。

(6) 保育園・幼稚園・子供園での読書活動の充実

保育園・幼稚園・子供園で日常的に行われている読み聞かせ、おはなし、紙芝居などを通じ、幼児が本の楽しさを知るよう、読書活動の充実を図ります。

また、就学前教育の一環として、読書活動の推進を図るとともに、小学校・中学校との連携による読み聞かせ等の活動を行っていきます。

3 図書館における読書活動の推進

区立図書館は、児童資料の充実や事業を通じて、子どもたちの本に触れる機会を増やし、読書に対する子どもたちの関心を高めます。

(1) 子ども向け資料の整備・充実

区立図書館は、様々な本に出会うきっかけとなるよう、幅広い分野から魅力ある図書資料を収集していきます。

＜外国の子ども向け資料の充実＞（新規）

外国の子ども向けの絵本などの資料を充実させ、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催を見据え、これらを通じた、子どもたちの国際理解を進めるとともに、区内の外国籍の子どもたちには、母国語の本に接する機会を創ります。

＜子ども向け資料の情報提供と資料の充実＞

子ども向けの資料の充実を図るとともに、子ども向け資料情報について、区立図書館の間で、より一層の情報共有を図ります。

また、学校図書館が図書を購入する際の参考となるよう、これらの資料情報を提供していきます。

＜計画的な児童書の充実＞

全館で改めて、所蔵する児童書の点検・診断を進めます。記述の内容が古く、時代に合わなくなった図書については、順次新規資料の購入と書架の入れ替えを行うなど、計画的な児童書の充実に努めます。

＜こども対象のレファレンス※の充実＞

日常の業務の一環として、子どもたちの質問や要望に答えるとともに、自分の力で調べたり、考えたりするきっかけとなるようなレファレンスを実施します。

また、小学生・中学生の調べ学習に役立つよう、テーマに沿ったレファレンス回答例や本の調べ方の例などを、本のリストとともに蓄積し、各館で共有し、活用していきます。

※ 情報を求める人に、必要な資料の調べ方や情報の所在について案内すること。

(2) 利用しやすい施設づくり

区立図書館は、子どもやその保護者が安心して気軽に利用できる施設づくりをしていきます。

＜わかりやすい書架案内やサインの作成＞

子どもにもわかりやすい書架案内やイラストを加えたサインの作成など、子どもが自分の力で読みたい本を探せる図書館づくりに努めていきます。

＜図書館ガイドの配置＞

夏休み等の期間、一定の時間帯に「図書館案内の時間」を設け、希望する子どもに対して図書館の利用の仕方、施設案内、OPAC※の使い方などを説明する職員（図書館ガイド）を配置します。

※ Online Public Access Catalog(利用者のためのオンライン閲覧目録)の略称。

＜だれにでもやさしい図書館づくり＞

既存の設備を最大限活用し、授乳室や、持参の飲料が飲める「ドリンクコーナー」の確保など、子どもと保護者が安心して利用できる図書館を目指します。また、あかちゃんタイムの際に、あかちゃん連れの保護者がゆったりとした時間やあたたかい人間関係を築けるような場所づくりに努めます。

また、特別な支援が必要な子どもにも利用しやすい図書館であるよう配慮します。

(3) 小学生を対象とする事業の実施

区立図書館は、子どもたちが読書に親しむきっかけとなるよう、子ども向けの様々なコンクールを開催したり、子ども読書月間を定め、そのPR標語を募集するなど、様々な催しを企画するほか、子ども向けの図書や子ども専用の場所の提供により、自主的な学習を支援していきます。

オリンピックパラリンピック開催を考慮した、国際理解を読書活動に反映する。

＜ 本を利用した体験事業の実施 ＞

子どもたちが自ら考え、楽しむことのできる絵や工作のワークショップを、本と関連付けたプログラムで実施します。

また、地域のボランティアとの協働により、本に書かれている実験を体験する科学あそびや、本への興味につながるブックトークなどの事業を実施します。

＜ 調べ学習に向けた支援 ＞

学校の長期休業期間に多目的室等を開放し、子どもたちの自主的な学習を支援します。

また、「図書館を使った調べる学習コンクール」を開催し、子どもの調べる力や考えをまとめる力を育む手助けをします。

＜ 子ども読書会の実施 ＞

子どもの自己表現力やコミュニケーション力を育むことを目的に、一冊の本について話し合ったり、自分の好きな本をすすめ合う「子ども読書会」を実施します。

(4) 中学生・高校生向けのサービスの充実 **重点的取組**

区立図書館は、勉強や部活動などで多忙な毎日を送る中学生・高校生に、のびのびと過ごせる読書空間を提供するとともに、読書の楽しさを味わう機会を創ります。

＜ ブックリストの作成 ＞

区立図書館の職員が読んだ本の中から、中学生・高校生にすすめる本のブックリストを作成し、近隣の学校司書と協力して配布を行います。そして、図書館職員が学校に出向き、ブックリストを活用したブックトークや区立図書館の利用方法の説明などを実施していきます。

＜ 児童青少年課が主催する「ユースプロジェクトすぎなみ※」との協働 ＞

区立図書館は「ユースプロジェクトすぎなみ」のメンバーの協力を得て、中学生・高校生が読書に興味を持てる取組を企画します。

※ 区政への意見表明や独自の社会参加の取組を行う、杉並区在住・在学の中学生・高校生で構成する委員会。

＜ 中学生・高校生との連携 ＞

中学生・高校生と連携し、区立図書館の本を活用した資料展示や本の紹介コーナーの開設など協働事業を実施します。

＜ YAルームの充実 ＞

中央図書館の児童資料室や地域図書館の多目的室等を中学生・高校生に開放する時間を設け、図書館資料を活用した、自由な学習スペースやのびのびと過ごせる場としての活用を図ります。

(5) 学校への支援の充実

区立図書館は、学校への資料の貸し出しなどのほか、見学や職場体験の希望を積極的に受け入れ、子どもたちの図書館の利用や読書への関心を高めます。

＜ ブックリスト「よんでみよう、1年生」の作成・配布 ＞

区立図書館の職員が区立小学校を訪問し、1年生全員を対象に、区立図書館の使い方や本の紹介などを行ったうえで、ブックリスト「よんでみよう、1年生」を図書館バッグと一緒に手渡します。

また、長期休業期間前に杉並区教育研究会（区立小学校教諭で組織する研究会）が年3回発行する対象学年別「推薦図書リスト」作成時に区立図書館が新たな出版情報を提供するなど、本を選ぶ作業に協力していきます。

＜ 学校への団体貸出 ＞

朝の一斉読書を支援するための「朝読書用図書パック」をつくり、学校への本の貸出を行います。また、教員や学校司書との連携を深め、授業のテーマに合わせた調べ学習資料の貸出などで、子どもたちの学習を支援します。

＜ 学級貸出選定への支援 ＞（新規）

子どもたちの読書活動を支援するために、読み物を中心とした学級貸出を行っていますが、特に、小学校の学級貸出図書の選定の際に活用できるよう、年齢に合わせた本の選び方を記載した選定マニュアルを作成・配布し、より子どもの読書への関心を高めます。

＜ 職場体験をはじめとする実習の受け入れ ＞

小学生を対象とした区立図書館見学、おはなし会を体験するなど、より本に対する親しみを持ってもらうプログラムを提供した中学生・高校生の職場体験、インターンシップなどを積極的に受け入れることで学校を支援するとともに、子どもの図書館の利用や読書への意識を高めるきっかけとします。

学級貸出をさらに効果的に実施するためにPTAの図書委員などに配布し、また、選定についての説明会を行います。

4 読書活動に関する情報の発信

区立図書館は、子ども向けの行事を含め、様々な読書活動に関する情報を持っています。これらの情報を整理し、わかりやすく、様々な媒体や機会を通して発信していきます。

(1) わかりやすい情報発信

区立図書館を中心とした読書活動に関する情報を集め、一覧できる表にまとめ、広報紙やホームページに掲載するなど、だれにもわかりやすく印象に残る広報の仕方を工夫します。また、多くの区民に区立図書館が企画実施する子ども向けの事業についての情報を知ってもらい、関心を高めてもらえるよう、報道機関等にも、わかりやすい内容で、積極的に情報提供していきます。

(2) わかりやすい案内地図の作成と配布先の拡大

区立図書館を利用したことがない子どもや保護者にも足を運んでもらえるように、よりわかりやすい区立図書館の案内地図等を作成します。

配布場所として、駅や郵便局などの公共機関のほか、多くの区民が利用する場所への拡大に努めます。

(3) 子ども向けのホームページの充実

区立図書館は、子ども向けのホームページの内容をイラストや写真などを加えるなど、内容を充実していくほか、保護者にも役立つような情報の発信をしていきます。

＜「こどもページ」の充実＞

乳幼児や小学生を対象に、毎月テーマを決めて本の紹介をするなど、読書への興味が高まるように、積極的に情報提供をしていきます。

＜「YAページ」の充実＞

中学生・高校生を対象としたYAページに、本の紹介や職場体験実習の感想や記録などを掲載します。また、中学生・高校生の企画によるコーナーを設置し、本の紹介などの情報発信をしていきます。

＜「乳幼児や小学生の保護者のページ」による情報発信＞

乳幼児や小学生の保護者を対象に、子ども向けの事業や図書館情報を発信していきます。

(4) 関係機関と連携した情報提供

夏休み行事一覧等を社会教育関係施設との協力して作成し、学校を通じて全小学生に配布していくほか、郷土博物館等との連携事業については、図書館事業についてもPRを依頼するなど、積極的な働きかけに努めます。

(5) 読書活動に関わる地域情報の収集・発信

読み聞かせや朗読などの読書に関する活動を行う地域の団体やグループの活動情報を、「図書館だより」や図書館ホームページ等で紹介して、活動の場を拡げるための支援をしていきます。

5 読書活動を推進するための体制と関係機関の協力・連携

区立図書館を中心に、学校や子育て関連部門と協力連携を図り、子どもが読書に親しむ環境を充実していきます。

(1) 子ども読書活動推進懇談会の運営

公募の区民や学識経験者等で構成される子ども読書活動推進懇談会は、杉並区の子どもの読書活動に関する施策や事業について、意見・助言を行うために設置された機関です。

今後も子ども読書活動推進懇談会与区立図書館とが連携協力し、子どもの読書活動を推進していきます。

(2) 子ども読書活動推進連絡会の運営

「子ども読書活動推進連絡会」は、杉並区の子どもの読書活動推進計画の取組状況を管理するほか、情報共有を行い、協力・連携して運営していきます。

(3) 社会教育関係施設等との連携

生涯学習推進課をはじめとする社会教育関連部門で構成する社会教育関係施設等連絡会議における情報交換、職員研修、意見交換等を進め、社会教育部門における施策を通して読書活動の推進を図ります。また、読書活動推進のため教育委員会以外の部署との連携も推進し、地域に合った社会教育による取組を進めていきます。

(4) 区の関係機関と学校との連携 **重点的取組**

区立図書館は、関係機関、地域で活動する団体やボランティアとの連携を強化し、学校を支援していくため、地域ごとの支援体制を確立します。

＜読書活動を支援する地域ごとのネットワークの構築＞

学校図書館サポートデスクと協力し、学校図書館や学校の授業を支援するとともに、各地域図書館を中心に、司書教諭等の教員、学校司書及び地域で活動するボランティア等との連携を強化し、子どもの読書活動に関する地域での情報共有に努めます。

＜地域図書館を拠点とする学校図書館支援体制の確立＞

中央図書館を含め、各地域図書館が区内の小・中学校を分担し、学校からの資料貸出に関する相談に対応するなど、きめ細やかな学校支援に努めます。

とくに、中央図書館は、地域図書館が行う学校支援もサポートしていきます。

(5) すぎなみ地域大学との連携

区立図書館は、すぎなみ地域大学と協力して図書館ボランティア養成講座を隔年で企画・実施していきます。

計画の体系図

基本的考え方

読書活動は生涯にわたって大切なものであり、子どもの時期から継続的に読書習慣を養うことが重要である。子どもが本と親しむことにより、思考力を高め、表現力を学び、創造力を身に付け、豊かな人間性と社会性を育むことができるよう、読書環境の整備を図る。

(1) 子どもの読書機会の提供と
利用しやすい施設づくりの推進

(2) 地域ぐるみでの読書活動推進
体制の充実

(3) 子どもの読書活動推進のための
人材育成

(4) 保護者等への支援

計画の目標

読書環境の整備や読書習慣の育成により、未読者率「ゼロ%」を目指します

数値目標

①未読者の割合	(小・中) 0%
②学校図書館図書標準 100%達成の学校の割合	(小・中) 80%
③読書活動指導計画策定校の割合	(小・中) 100%
④学校図書館の一人当たり年間貸出冊数	小 39冊・中 12冊
⑤乳幼児と保護者を対象とする事業への参加者数	15,000人
⑥子どもを対象とする事業への参加者数	43,000人
⑦区立小・中学校への調べ学習資料貸出冊数	21,000冊

重点的取組

- 区立図書館での乳幼児への支援の充実
- 中学生・高校生向けのサービスの充実
- 学校図書館の充実
- 区の関係機関と学校との連携

子ども読書活動推進の取組

- 1 家庭・地域等における読書活動の推進
- 2 学校における読書活動の推進
- 3 図書館における読書活動の推進
- 4 読書活動に関する情報の発信
- 5 読書活動を推進するための体制と関係機関の協力・連携

計画事業一覧

《27事業》

事業項目		主管部門
家庭・地域等	1 出産を控えた家庭への支援	保健センター
	2 ブックスタート事業の充実	保育課・保育園
	3 区立図書館での乳幼児への支援の充実(重点的取組)	子供園
	4 保育園・幼稚園・子供園における支援の充実	児童青少年課・児童館
	5 児童館におけるサービスの充実	生涯学習推進課
	6 自主的に地域で活動する人々への支援	中央図書館・地域図書館
学 校	1 特色ある読書活動の推進	小・中学校
	2 学校図書館の充実(重点的取組)	済美教育センター
	3 教職員の指導体制の充実	庶務課
	4 特別な支援を必要とする子どもへの支援	学校支援課
	5 地域・ボランティアとの連携	中央図書館・地域図書館
	6 保育園・幼稚園・子供園での読書活動の充実	保育園 子供園
図 書 館	1 子ども向け資料の整備・充実	中央図書館・地域図書館
	2 利用しやすい施設づくり	
	3 小学生を対象とする事業の実施	
	4 中学生・高校生向けのサービスの充実(重点的取組)	
	5 学校への支援の充実	
情 報 発 信	1 わかりやすい情報発信	中央図書館・地域図書館 生涯学習推進課
	2 わかりやすい案内地図の作成と配布先の拡大	
	3 子ども向けのホームページの充実	
	4 関係機関と連携した情報提供	
	5 読書活動に関わる地域情報の収集・発信	
推 進 体 制 と 連 携	1 子ども読書活動推進懇談会の運営	中央図書館・地域図書館
	2 子ども読書活動推進連絡会の運営	済美教育センター
	3 社会教育関係施設等との連携	生涯学習推進課
	4 区の関係機関と学校との連携(重点的取組)	スポーツ振興課
	5 すぎなみ地域大学との連携	協働推進課

参考資料

(調査・統計資料等)

- 1 読書数及び未読者の割合 ○○
 - (1) 杉並区の区立小・中学校の児童・生徒の状況
 - (2) 東京都の公立小・中・高等学校の児童・生徒の状況
 - (3) 全国の小・中・高等学校の児童・生徒の状況

- 2 学校図書館の現状 ○○
 - (1) 蔵書冊数
 - (2) 学校図書館図書標準の達成状況
 - (3) 学校図書館における図書購入費の推移

- 3 区立図書館の現状 ○○
 - (1) 区立図書館の児童蔵書冊数の推移
 - (2) 区立図書館の児童等への貸出状況
 - (3) 各館別児童貸出状況
 - (4) 図書館行事活動の状況
 - (5) 地域・家庭文庫の利用状況

- 4 子どもの読書活動の推進に関する法律 ○○

- 5 文字・活字文化振興法 ○○

- 6 杉並区子ども読書活動推進懇談会設置要綱 ○○

1 読書数及び未読者の割合

数値の修正

(1) 杉並区の区立小・中学校の児童・生徒の状況

①小学校 杉並区の小学生の調査結果 5年・6年は希望校のみの実施

1か月に読む平均読書冊数 (冊)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
第 3 学年	12.6	12.1	13.1	12.6	12.5
第 4 学年	10.8	11.0	11.0	11.4	11.4
第 5 学年	8.9	9.4	10.4	9.7	10.2
第 6 学年	7.4	7.6	7.7	8.2	8.0
平均	9.9	10.0	10.6	10.6	10.5

未読者(1か月間に一冊も本を読まなかった小学生)の割合 (%)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
第 3 学年	5.9	6.0	5.2	5.1	4.2
第 4 学年	6.1	5.5	5.4	4.7	3.7
第 5 学年	5.2	5.6	4.1	4.4	3.8
第 6 学年	6.9	7.7	6.7	5.4	5.8
平均	6.0	6.2	5.4	4.9	4.4

②中学校 杉並区の中学生の調査結果 2年・3年は希望校のみの実施

1か月間の平均読書冊数 (冊)

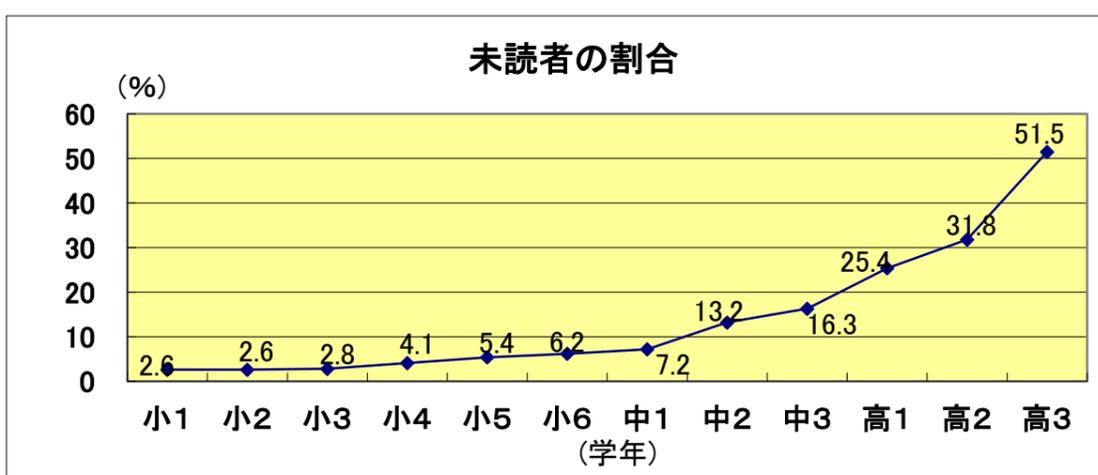
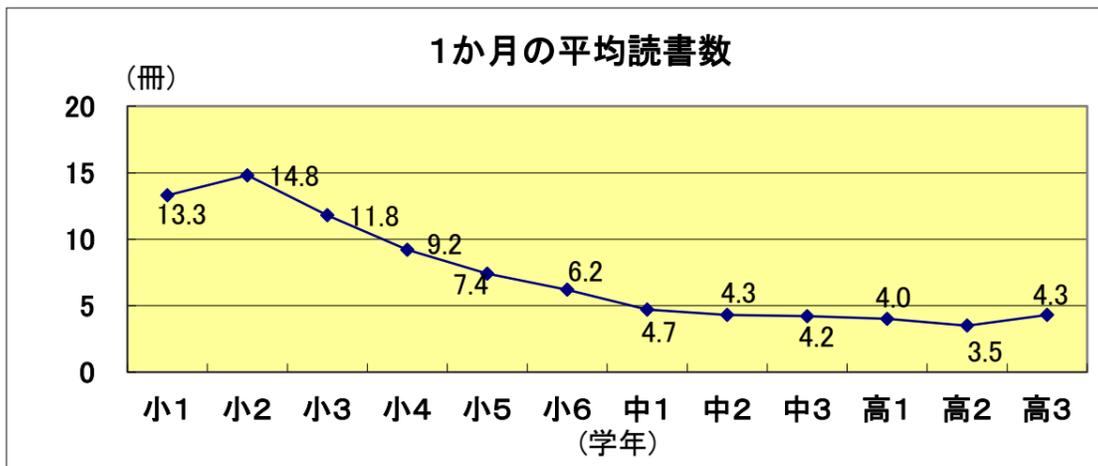
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
第 1 学年	5.5	6.0	6.5	6.6	6.5
第 2 学年	4.9	5.0	5.2	5.5	5.3
第 3 学年	4.1	4.6	4.7	4.5	4.6
平均	4.8	5.2	5.5	5.6	5.4

未読者(1か月間に1冊も本を読まなかった中学生)の割合 (%)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
第 1 学年	9.7	7.0	6.4	5.9	6.3
第 2 学年	12.4	13.0	7.5	8.9	7.3
第 3 学年	15.5	13.2	12.0	10.2	11.5
平均	12.5	11.1	8.6	8.2	8.4

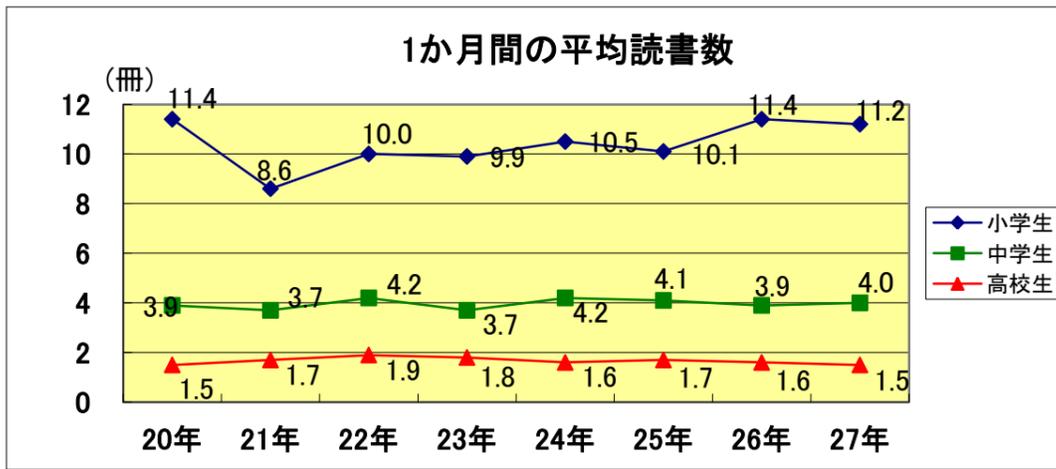
※杉並区立小・中学校特定の課題に対する調査、意識・実態調査(平成23・24年度)
杉並区特定の課題に対する調査、意識・実態調査(平成25～27年度)

(2) 東京都の公立小・中・高等学校の児童・生徒の状況 (平成 25 年度)

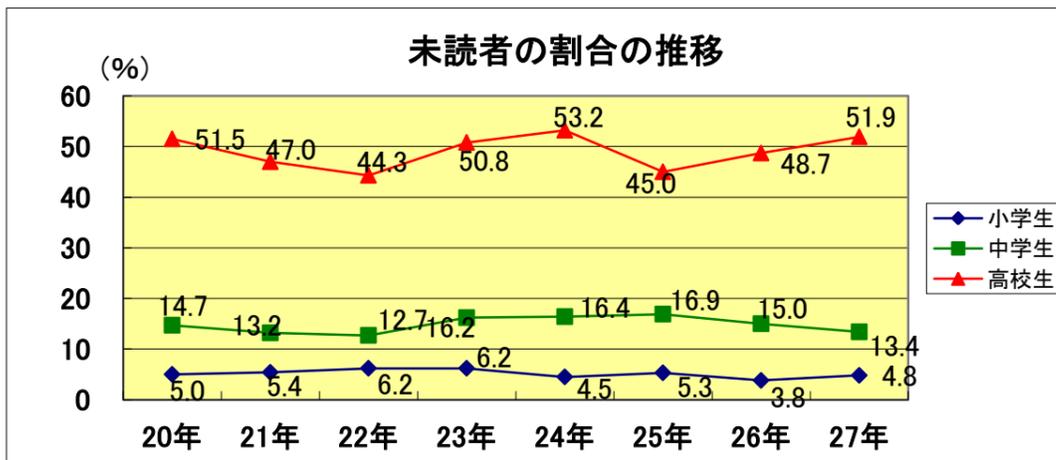


※ 東京都教育庁 児童・生徒の読書の状況及び学校における読書活動等に関する調査

(3) 全国の小・中・高等学校の児童・生徒の状況



※ 小学生は4年生～6年生



※ 小学生は4年生～6年生

※ 全国学校図書館協議会・毎日新聞社共同調査「第61回学校読書調査」

2 学校図書館の現状(杉並区立小中学校の学校図書館の図書等の整備状況)

(1) 蔵書冊数

	総蔵書冊数 (千冊)		1校当たりの蔵書数 (冊)	
	全国	杉並区	全国	杉並区
小学校	174,021	405	8,653	9,647
中学校	99,754	198	10,453	8,650

※全国の数字は、文部科学省(平成26年度「学校図書館の現状に関する調査結果」)より、25年度末現在
杉並区の数字は、26年度末現在

(2) 学校図書館図書標準の達成状況

図書標準(※)に占める 現有冊数の割合	小学校		中学校	
	全国	杉並区	全国	杉並区
25%未満	0.5	0.0	0.8	0.0
25%以上 50%未満	1.6	0.0	3.1	0.0
50%以上 75%未満	10.5	2.4	14.0	8.7
75%以上 100%未満	27.2	38.1	32.2	47.8
100%以上	60.3	59.5	50.0	43.5

※全国の数字は、文部科学省(平成26年度「学校図書館の現状に関する調査結果」)より、25年度末現在
杉並区の数字は、26年度末現在

※(参考) 文部科学省 学校図書館図書標準

小学校		中学校	
学級数	冊数	学級数	冊数
1	2,400	1~2	4,800
2	3,000	3~6	4,800+640×(学級数-2)
3~6	3,000+520×(学級数-2)	7~12	7,360+560×(学級数-6)
7~12	5,080+480×(学級数-6)	13~18	10,720+480×(学級数-12)
13~18	7,960+400×(学級数-12)	19~30	13,600+320×(学級数-18)
19~30	10,360+200×(学級数-18)	☆学級数=普通学級数	

(3) 学校図書館における図書購入費の推移

単位:円

施設	項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
学校	図書購入費	35,193,779	38,630,997	40,329,606
	1学級当たりの購入費 (全学級数)	55,163 (638)	59,893 (645)	62,046 (650)
図書館	図書購入費	18,142,816	18,585,233	24,055,669
	1学級当たりの購入費 (全学級数)	95,489 (190)	96,297 (193)	121,493 (198)
図書購入費合計		53,336,595	57,216,230	64,385,275

3 区立図書館の現状

(1) 区立図書館の児童蔵書冊数の推移

平成 27 年 3 月末現在 単位：冊

図書館名	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
中央図書館	181,493	179,286	177,606
馬橋ふれあい	3,286	3,150	3,250
永福図書館	30,993	30,061	29,653
柿木図書館	30,037	29,703	28,169
高円寺図書館	37,782	38,295	39,743
宮前図書館	31,019	30,986	30,761
成田図書館	30,463	30,674	31,048
西荻図書館	41,800	41,471	41,786
阿佐谷図書館	41,716	41,054	41,052
南荻窪図書館	42,020	41,319	41,498
下井草図書館	38,917	38,708	38,248
高井戸図書館	29,535	29,462	30,910
方南図書館	53,823	53,330	53,710
今川図書館	36,368	37,531	39,150
合計	629,252	625,030	626,584

(2) 区立図書館の児童等への貸出状況

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
		児 童	児 童	児 童
個人貸出	貸出登録者数	20,106 人	20,261 人	15,082 人
	貸出者数	154,741 人	157,309 人	156,721 人
	貸出冊数	794,575 冊	766,482 冊	772,118 冊
団体貸出	登録団体数	1,006 団体	1,077 団体	1,040 団体
	貸出回数	4,624 回	4,938 回	4,949 回
	貸出冊数	254,849 冊	253,867 冊	236,703 冊

(3) 各館別児童貸出状況（平成 26 年度）

図書館名	個人貸出(児童)		団体貸出	
	貸出者数	貸出冊数	貸出回数	貸出冊数
中央	17,873	91,905	93	2,077
団体貸出	—	—	1,176	80,962
馬橋ふれあい	67	527	—	—
永福	10,876	55,046	386	13,557
柿木	9,462	47,170	232	15,744
高円寺	6,660	37,351	336	17,165
宮前	14,503	73,107	356	15,206
成田	9,249	42,965	344	13,144
西荻	9,930	49,669	169	11,072
阿佐谷	11,991	54,002	241	5,908
南荻窪	10,631	51,898	206	11,131
下井草	14,635	70,078	316	11,837
高井戸	14,030	64,676	430	17,273
方南	10,444	55,502	371	13,158
今川	16,370	78,222	293	8,469
合計	156,721	772,118	4,939	236,703

(4) 図書館行事活動の状況				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
ブックスタート 配布数	4,031 パック	4,313 パック	4,386 パック	
おはなし会	1,030 回	1,112 回	1,218 回	
映画会 (児童対象)	234 回	196 回	190 回	
講演会、講座、人形劇、こども会	272 回	230 回	227 回	
ブックトーク	80 回	75 回	79 回	
図書館見学	39 回	37 回	33 回	
(5) 地域・家庭文庫の利用状況				
地域・家庭文庫名	所在地	平成24年度	平成25年度	平成26年度
ジルベルト文庫	高井戸西3丁目	625 人	773 人	612 人
ちいさいおうち文庫	今川3丁目	1,373 人	1,174 人	907 人
なかよし文庫	浜田山4丁目	281 人	—	—
のびのび文庫	下井草2丁目	—	—	—
バンビ文庫	高井戸東4丁目	849 人	836 人	780 人
文庫ピッピ	大宮1丁目	—	—	—
ポケット文庫	天沼1丁目	572 人	722 人	742 人
ポプラ文庫	井草1丁目	816 人	499 人	447 人
このあの文庫	天沼1丁目	384 人	341 人	457 人
すみれ文庫	浜田山4丁目	662 人	431 人	355 人
4 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年12月12日法律第154号)				
変更無し				
(目的)				
第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。				
(基本理念)				
第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。				
(国の責務)				
第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。				
(地方公共団体の責務)				
第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。				
(事業者の努力)				
第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。				
(保護者の役割)				
第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習				

<p>慣化に積極的な役割を果たすものとする。</p> <p>(関係機関等との連携強化)</p> <p>第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(子ども読書活動推進基本計画)</p> <p>第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。</p> <p>2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。</p> <p>3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。</p> <p>(都道府県子ども読書活動推進計画等)</p> <p>第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。</p> <p>2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。</p> <p>3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。</p> <p>4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。</p> <p>(子ども読書の日)</p> <p>第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。</p> <p>2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。</p> <p>3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。</p> <p>(財政上の措置等)</p> <p>第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この法律は、公布の日から施行する。</p>	
<p>5 文字・活字文化振興法(平成 17 年 7 月 29 日法律第 91 号)</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵(かん)養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>変更無し</p>

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵(かん)養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵(かん)養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵(かん)養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵(かん)養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の

<p>職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(文字・活字文化の国際交流) 第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(学術的出版物の普及) 第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(文字・活字文化の日) 第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。 2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。 3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。</p> <p>(財政上の措置等) 第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>附 則 この法律は、公布の日から施行する。</p>	
<p>6 杉並区子ども読書活動推進懇談会運営要綱</p> <p style="text-align: right;">平成 26 年 3 月 24 日 杉教第 12000 号</p> <p>杉並区子ども読書活動推進委員会設置要綱（平成 16 年 5 月 14 日杉教第 1618 号）の全部を改正する。</p> <p>(趣旨) 第 1 条 この要綱は、杉並区子ども読書活動推進懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し必要な事項について定めるものとする。</p> <p>(目的) 第 2 条 懇談会は子ども読書活動に関し、次に掲げる事項について、広く意見を聞くことを目的とする。 (1) 推進計画に係る事業に関すること。 (2) その他、子ども読書活動推進に必要な事項</p> <p>(構成) 第 3 条 懇談会は、次に掲げる者をもって構成する。 (1) 学識経験者 2 名以内 (2) 子ども読書活動関係団体から推薦を受けた者 1 名 (3) 公募による区民 3 名以内 (4) 区立小・中学校の図書担当の教職員 2 名以内</p> <p>(運営) 第 4 条 懇談会は、必要に応じて中央図書館長が招集する。 2 懇談会の司会、進行については、懇談内容ごとに適した者を選出する。 3 中央図書館長は、会議に際し必要があると認めるときは、関係者及び関係職員</p>	<p>要綱全部改正</p>

<p>の出席を求め、意見を聴くことができる。</p> <p>4 懇談会は、公開とする。</p> <p>5 懇談会は平成 30 年 3 月 31 日までの期間において、必要に応じて開催する。</p> <p>(庶務)</p> <p>第 5 条 懇談会の庶務は、中央図書館において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第 6 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、中央図書館長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。</p>				
<table border="1"><tr><td data-bbox="283 934 1367 1427"><p>杉並区子ども読書活動推進計画</p><p>平成 28 年度・29 年度</p><table border="1"><tr><td>登録印刷物番号</td></tr><tr><td>〇〇—〇〇〇〇</td></tr></table><p>平成 28 年〇月発行</p><p>編集・発行 杉並区立中央図書館</p><p>〒167-0051 杉並区荻窪三丁目 40 番 23 号</p><p>電話 03-3391-5754</p></td></tr></table>	<p>杉並区子ども読書活動推進計画</p> <p>平成 28 年度・29 年度</p> <table border="1"><tr><td>登録印刷物番号</td></tr><tr><td>〇〇—〇〇〇〇</td></tr></table> <p>平成 28 年〇月発行</p> <p>編集・発行 杉並区立中央図書館</p> <p>〒167-0051 杉並区荻窪三丁目 40 番 23 号</p> <p>電話 03-3391-5754</p>	登録印刷物番号	〇〇—〇〇〇〇	
<p>杉並区子ども読書活動推進計画</p> <p>平成 28 年度・29 年度</p> <table border="1"><tr><td>登録印刷物番号</td></tr><tr><td>〇〇—〇〇〇〇</td></tr></table> <p>平成 28 年〇月発行</p> <p>編集・発行 杉並区立中央図書館</p> <p>〒167-0051 杉並区荻窪三丁目 40 番 23 号</p> <p>電話 03-3391-5754</p>	登録印刷物番号	〇〇—〇〇〇〇		
登録印刷物番号				
〇〇—〇〇〇〇				